

「ツキノワグマ出没特別注意報」の発令について

令和7年5月16日
自然保護課

今年度はツキノワグマの目撃情報（福島県警察調べ）が昨年度を上回り、過去最高のペースで推移しており、注意が必要となっています。

また、5月12日、郡山市において今年度初となるクマによる人身被害が発生しました。

このため、下記のとおり、中通り、会津地域を「ツキノワグマ出没特別注意報」に引き上げすることにしました。

冬眠から目覚めたクマがエサを求めて活動する時期となりました。

人身被害等の発生を未然に防止するため、注意喚起を図ることを目的とします。

記

1 ツキノワグマ出没特別注意報

発令期間：5月16日～7月31日

対象地域：中通り、会津地域

2 ツキノワグマ出没注意報（変更なし）

発令期間：4月16日～7月31日

対象地域：浜通り地域

3 発令基準

(1) 注意報

ア 前年秋のブナやコナラの実などの堅果類の結実が、並作又は豊作のとき（春期）

イ 2月から3月の平均気温が例年よりも高く、クマの活動が例年よりも早く活発となる可能性があるとき（春期）

ウ 当該年のブナやコナラの実などの堅果類の結実が、凶作又は大凶作と予測されるとき（秋期）

エ 前月のクマの目撃件数が例年より大幅に多いとき

オ その他クマの出没による人身被害等の発生が懸念されるとき

(2) 特別注意報

ア クマによる人身事故が発生したとき

(3) 警報

ア クマによる死亡事故が発生したとき

イ その他クマの出没による人身被害等の拡大が懸念されるとき

【目撃情報の推移】

	令和7年	令和6年	令和5年
4月	29	19	23